

独立行政法人国立青少年教育振興機構について



National Institution For Youth Education

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

1. 取組の概要

2. 組織の概要

3. 財政構造

機構の概要

機構は、「青少年教育の振興」及び「健全な青少年の育成」を図るための青少年教育政策の実施機関として、全国各地に28の青少年教育施設を有し、自然体験活動や集団宿泊活動をはじめ、科学、芸術文化、国際交流といった多様な体験活動の場を提供している。また、国の政策実現に向けた取組として、SDGsの達成の担い手を育成する教育である「ESD（持続可能な開発のための教育）」の推進や国土強靱化への対応、地域との連携・協働の推進による地域貢献等の活動も進めている。

Mission

<使命>

- ・青少年教育の振興
- ・健全な青少年の育成

Vision

<目指すもの>

青少年一人ひとりが幸福を追求できる
持続可能な社会を実現する

Value

<価値観、行動指針>

7Cs

Curiosity, Change, Challenge,
Care, Communication,
Collaboration, Creativity

教育事業

当機構が主催し参加を募集するもの。青少年に関するモデル的事業の開発や国際交流の推進、教育指導者の養成などを行う

- ・絵本専門士養成
- ・自然体験活動指導者育成
- ・キッズフェスタ など

研修支援

学校・青少年団体などが集団宿泊活動のため、当機構を利用するもの。教育的ねらい達成のための指導・助言を行う

- ・宿泊体験学習、林間学校
- ・スポーツ団体や文科系サークルの合宿 など

調査研究

青少年の意識や体験活動に関する全国調査など、調査部門（青少年教育研究センター）を中心に青少年教育の学的研究を行う



子どもゆめ基金

子どもの体験活動や読書活動、子ども向け教材の開発・普及活動を支援（助成）する「子どもゆめ基金」の運営を行う



非日常の中にある体験を通じた教育

教育施設における体験と学びのサイクル

教育施設では、日常と異なる環境（場所・時間・人）の中で、自然や人、文化と直接触れ合う体験を提供しています。こうした体験は、子どもたちの五感を刺激し、感覚を豊かにします。五感への刺激は心に響き、感情が生まれます。その中で、子どもたちは感動し、多様な価値観と出会い、その体験が記憶となり、経験として蓄積されていきます。これこそが感性であり、心の成長の源泉です。私たちは、この感性を育む体験により蓄積された経験が、知識や考え方となって日常生活へと繋がり、人生や社会をより良く生きる力として発揮されると考えています。だからこそ、“豊かな感性”の涵養には、多くの体験が必要なのです。さらに、個人が経験から得た学びは、同世代・世代間の交友を通じて他者に還元されることで、学びの好循環が生まれることを期待しています。

④学びの実践

日々の意識や行動が変わる

新たな挑戦に踏み出す

学び手から教え手になる

①体験の“きっかけ”

自然や人との出会い

共に過ごす時間や空間

③体験を積み重ねて得る学び

自己や他者の関わり方

実感を伴う物事の理解

②体験の中で起こっていること

まっすぐに自然や人と向き合う

心が揺さぶられる

自分で考え、試行錯誤する

異質なものを受け入れる



機構の取組（研修支援例）

学校をはじめ、青少年団体やスポーツ団体、企業等が目的やねらいに応じた主体的で効果的な活動を行うことができるよう、全国の教育施設において広く体験や学習の場や機会を提供し、研修目的達成に向けた、より効果的なプログラムの提案や教育的指導・助言等を行っている。

施設の立地や季節の特色等を活かした活動プログラム

山の活動

登山・ハイキング 等



海・川の活動

カッター・カヤック・
沢登り・沢遊び 等



雪の活動

そり滑り・スキー・
スノーシュー 等



主な利用団体（例）

研修目的やねらいに応じて上記の各種プログラムを利用。

学校・青少年団体利用

学校の自然体験学習や入学後の学級・学年づくり、職場体験の拠点等に利用されている。また、青少年団体の活動拠点（夏休み・冬休み中の子供の宿泊を伴う活動等）としても利用されている。



スポーツ団体利用

体育館、卓球場、武道場、グラウンド、テニスコート、ソフトボール場等がスポーツ少年団、クラブチーム、中学校・高校の部活動、大学のサークル等に利用されている。



企業利用

一般企業では、初任者研修や測量・除草などの実技研修、また海外からの技能実習生の長期研修等にも利用されている。



青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発

【国民運動等の推進】



子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるか広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高める「体験の風をおこそう」運動を、青少年団体と連携して進めている。

また、「早寝早起朝ごはん」全国協議会の事務局を運営しており、各年齢期や用途に合わせた普及啓発資料を作成・配布している。

【社会の要請に応える事業 （自己成長や自己実現等を図る事業）】

自己成長や自己実現を図る事業としてSea to Summit for Childrenを実施している。STSは(株)モンベルが実施している環境スポーツイベントであるが、モンベルとの連携事業として青少年の生きる力を育み、SDGsを推進する目的で企画、機構施設の地域性を活かした事業として実施している。



【社会の要請に応える事業（防災・減災）】

広域防災補完拠点としての認知度を広め、地域住民が防災・減災について学べる拠点となるよう事業を実施している。自然体験活動の中で自分の力で衣食住を営んだり、コミュニケーションワークショップで他者と関わる活動をしたりすることを通して、防災の基本となる「自助」「共助」の意識を高めることを目的としている。



モデル的事業の推進

【実践研究事業】

青少年のための専門性の高いモデル的体験事業を推進するため、効果測定等を関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と協働で行っている。

【研究テーマ】

「みんなの登山物語～登山を通して脳力を鍛えよう～」、「無限大キャンプにおける社会的能力の変容及び屋外の体験活動が眼に与える影響について」等

【特色あるプログラム事業】

地域の多様な関係者の協働によるESD※の実践を促進するとともに、SDGsの理念を取り入れた取組を実施することが求められていることから、全ての教育施設においてSDGsの視点に沿った教育テーマを設定して事業を実施している。

【教育テーマ】

環境教育、伝統・文化教育、国際理解教育、主権者教育、インクルーシブ教育 等



※持続可能な開発のための教育

課題を抱える青少年を支援する事業

児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、専門機関と連携し様々な体験活動を通じて、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力などを育成する事業を実施している。



↑不登校・ひきこもりがちな青少年を対象に、子供たちの居場所を提供。

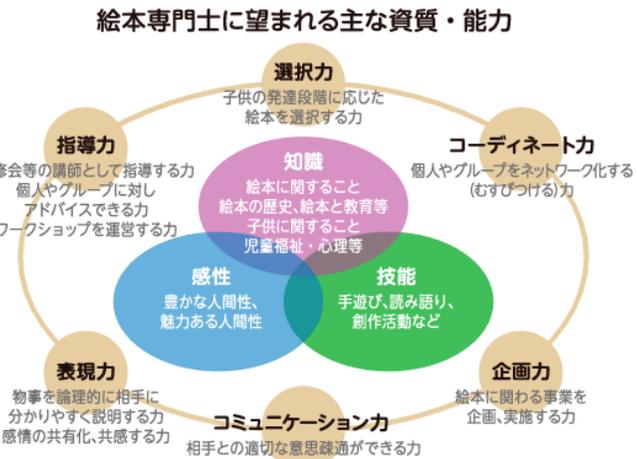
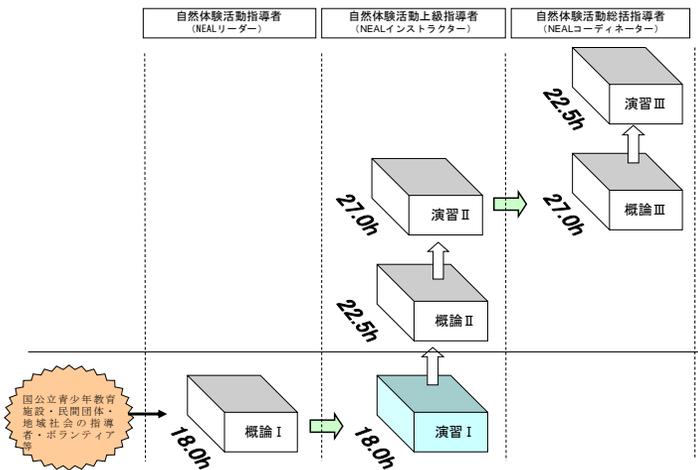
機構の取組（指導者養成例）

自然体験活動指導者（NEAL）養成事業

当機構では、官民共同で創設した自然体験活動に関する指導者養成事業を実施している。

指導者の種類は、専門的な知識や経験の程度により、自然体験活動指導者（リーダー）、自然体験活動上級指導者（インストラクター）、自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の3資格がある。

「青少年教育における体験活動」「自然体験活動の技術」など、指導者として必要な知識・技術の習得を目指す講義・実技からなる『概論』（計67.5時間）と、自然体験活動における指導的経験（いわゆるOJT）を積む『演習』（計67.5時間）とで構成されている養成カリキュラムを段階的に修了する仕組みとなっている。



資質・能力を身に付け、様々な場面で活躍
 図書館 公民館 書店 出版社 児童館 小学校 幼稚園 保育所
 放課後子供教室 高齢者福祉施設 病院 ホスピス 等

幅広い年齢層に絵本の素晴らしさを伝える

絵本専門士養成事業

絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備えた絵本の専門家である絵本専門士を養成する講座を、平成26年度より開設している。本講座は「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」の3分野、30コマ（50.5時間）の授業と修了課題により構成されている。授業は絵本学者、絵本作家及び編集者等による絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本作家が物語に込めた意図やその背景を踏まえて編集作業に取り組む活動を紹介する講義など、多種多様な内容で構成されている。

体験活動安全管理研修

青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的として、「安全管理担当者編」「山編」及び「水辺編」を実施している。

主な講習内容として、安全管理の基礎、事故事例の研究、事故時の法的責任、体験活動における指導や安全管理の実際（登山実習、カヌー・SUP実習、ファーストエイド実習、救助実習）、安全管理担当者においては、会場施設の安全管理状況等について外部評価者として評価を行う演習を行っている。また、雪上活動における安全管理の基礎、雪上におけるリスクマネジメント、雪上活動の指導及び安全管理の実際、事故事例から学ぶ安全管理などを主な講習内容とした「雪編」を3年に一度実施している。



機構の取組（調査研究例）

本部に設置した青少年教育研究センターを中心に、機構が全国各地に有する施設のネットワークを活用しながら、以下のことを実施。

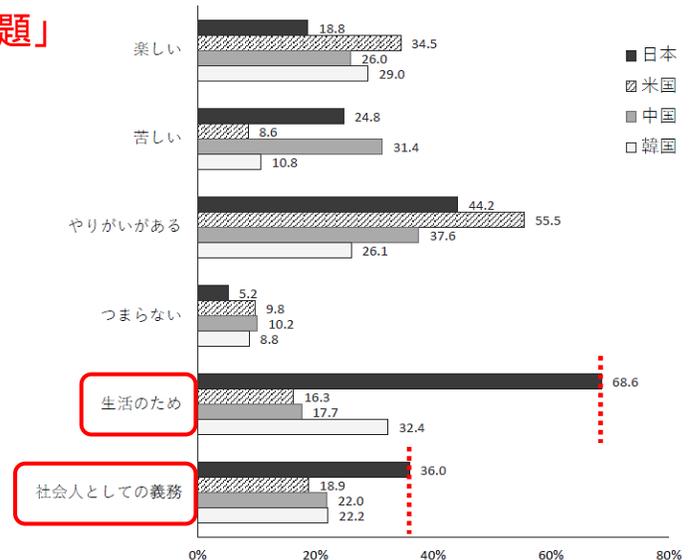
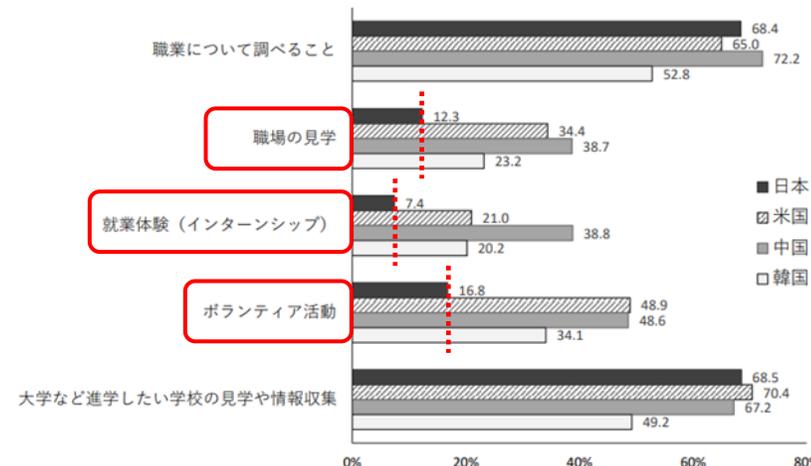
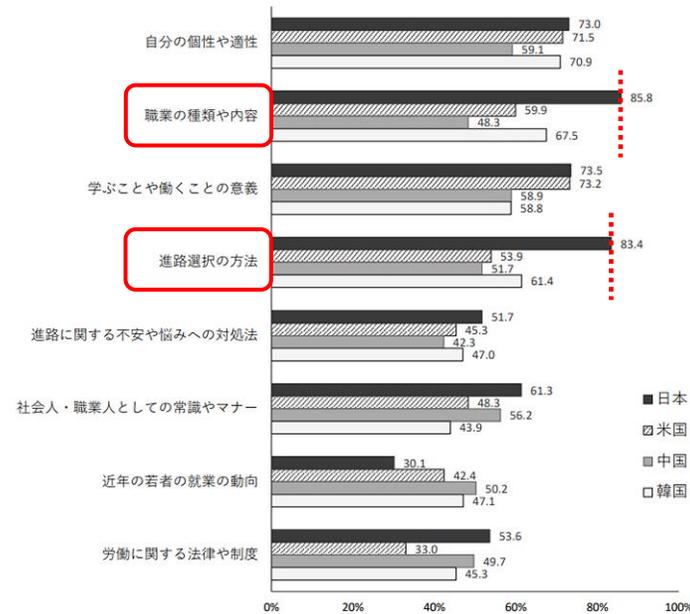
- ア. 全国各地に有する青少年教育施設における実践の分析及び効果検証並びにモデル化と先鋭的な調査研究の実施。
- イ. 全国規模の大規模な横断及び縦断的な探索的調査による青少年の意識や実像の把握と課題の明確化。
- ウ. 調査研究結果や実践成果の自治体や関連機関への情報提供による施策立案支援。

調査研究例：日米中韓4か国の青少年比較調査結果

現代社会では国境を越えた交流が進み、青少年の均質化と多様化が進行している。日本・米国・中国・韓国の高校生を対象に同一テーマにて比較調査を行い、わが国の青少年の特徴や問題点を分析し、今後の青少年育成施策等に役立つ資料を得ることを目的に毎年度実施している。

【令和4年度調査「高校生の進路と職業意識に関する調査」からみる日本の高校生の特徴と課題】

「進路にかかわる活動への関心が高く、学習も行われているが、実体験が他国に比して少ない」
 「『働くこと』のイメージは『生活のため』『社会人としての義務』が他国に比して高い」
 「今後は、体験に基づく職業意識・就労観の涵養が課題」



将来の生き方や進路についての学習（「学習したことがある」と回答した割合）

将来の生き方や進路にかかわる活動への取組（「取組をしている」と回答した割合）

「仕事」「働くこと」のイメージ（「とてもそう思う」と回答した割合）

機構の取組（子どもゆめ基金）

「子どもゆめ基金」は、未来を担う夢を持った子どもの健全育成を推進するため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動への支援を行っている。この基金は、超党派の国会議員で組織する「子どもの未来を考える議員連盟」が、子どもの未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設されたものである。

【助成の対象となる団体】

- 財団法人や社団法人
- 特定非営利活動法人
- 法人格を有しないが、青少年のために活動する団体 等
- ※PTAや子ども会が主催する活動も助成の対象。

【助成の対象となる活動】

①子供の体験活動

- ・自然観察やキャンプ等の自然体験活動
- ・科学実験教室等の科学体験活動
- ・文化・芸術、スポーツ等を通じた交流体験活動
- ・清掃、高齢者介護体験等の社会奉仕体験活動
- ・子供の体験活動の指導者養成 等



②子供の読書活動

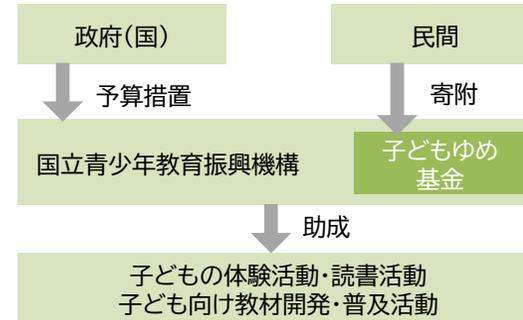
- ・読み聞かせ、読書会活動
- ・子供の読書活動の振興を図るフォーラムの開催 等

③子供向け教材開発・普及活動

- ・子供の体験活動や読書活動を支援・補完するデジタル教材を開発し、普及する活動



【助成の仕組】



【助成金の額】

助成の対象となる活動	募集範囲	限度額
①子供の体験活動の振興を図る活動	市区町村規模	100万円
	都道府県規模	200万円
	全国規模	600万円
②子供の読書活動の振興を図る活動	市区町村規模	100万円
	都道府県規模	200万円
	全国規模	600万円
③子ども向けソフト教材を開発・普及する活動		1,000万円

【令和6年度一次募集助成金の申請・採択状況】 ※（前年度比増減）

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
体験活動	2,810件（76件）	2,515件（240件）	11.8億円（1.5億円）
読書活動	272件（1件）	246件（7件）	1.0億円（▲0.1億円）
教材開発	26件（▲1件）	10件（▲2件）	0.7億円（▲0.1億円）
合計	3,108件（76件）	2,771件（245件）	13.4億円（1.3億円）

- ※1 国又は地方公共団体等との共催で実施する活動、国又は国が出資した基金などに補助金等の交付申請を行う活動、学校の授業の一環として行う活動等は助成の対象外。
- ※2 経済的に困難な状況にある子供の体験活動への助成について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費・飲食代等を特に助成の対象とすることで、参加者の負担を軽減している。
- ※3 助成事業のほか、附帯業務として、全国的な規模で子供たちの体験活動や読書活動の重要性を普及・啓発する機会を提供する事業を実施している。

国立青少年教育施設の特徴的な取組

	国立青少年教育施設（機構）	公立青少年教育施設
<p>教育事業</p> <p>研修支援</p>	<p>○全国規模または都道府県域を越えた<u>広範な規模での事業展開や国際交流事業の実施。</u></p> <p>○教科等に関連付けた活動プログラムの実施及び専門性の高いモデル的な<u>教育プログラムの開発・分析・普及。</u></p> <p>○日本全域を対象とした指導者養成事業の展開、<u>青少年教育指導者等の養成・資質向上のための養成・研修事業の実施。</u></p> <p>○<u>体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進</u>（「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動）</p>	<p>○都道府県または市町村を主たる対象とした、<u>地域に根差した事業の実施。</u></p>
<p>関係機関・団体等との連携促進</p>	<p>○関係機関・団体相互の連携を促進するため、<u>青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業を実施。</u></p>	

1. 取組の概要

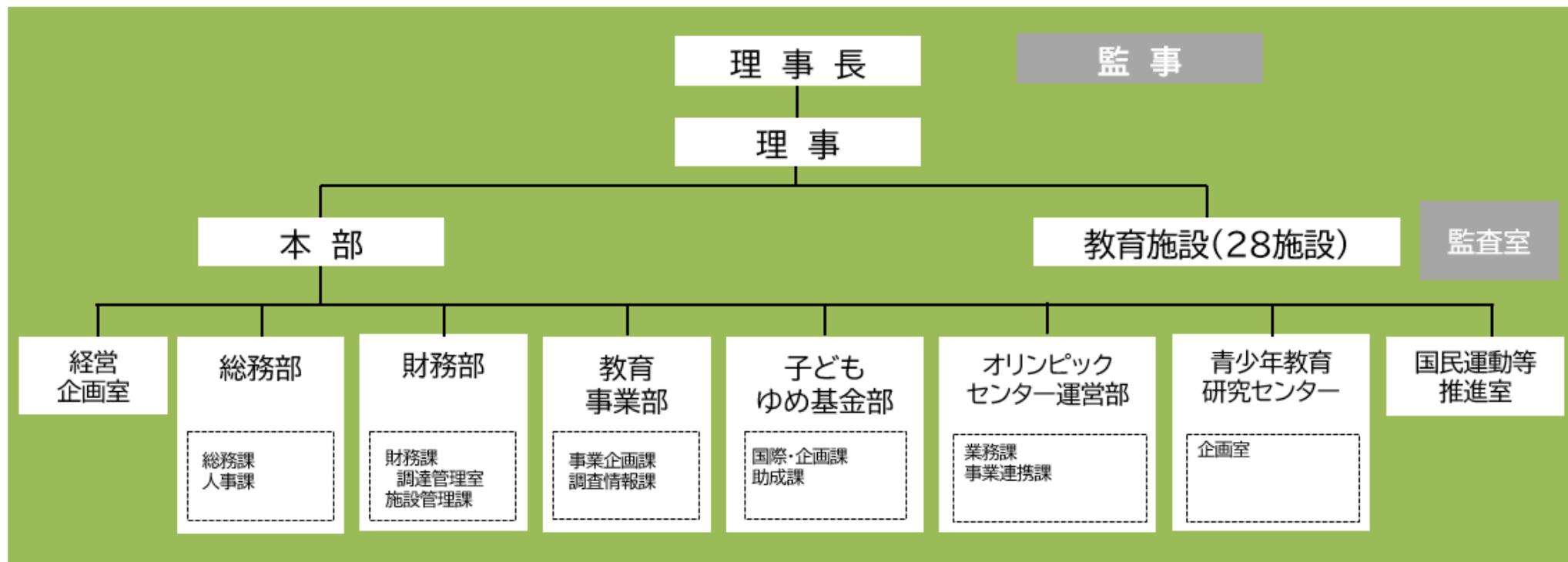
2. 組織の概要

3. 財政構造

組織体制・職員数

【組織体制】

※令和6年7月1日現在



※オリンピックセンターについては、オリンピックセンター運営部の職員が教育施設としての運営を担っている。

【職員数】

常勤職員の種別	人数
プロパー職員	262名
国立大学法人等からの出向	75名
地方自治体からの出向	110名
その他（任期付含む）	52名
合計	499名

＜機構本部、教育施設の常勤職員数＞

- 機構本部 119名※
- 地方教育施設 380名

※教育施設の一つであるオリンピックセンターの常勤職員数（14名）については、本部内のオリンピックセンター運営部の職員が教育施設としての運営を担っているため、機構本部職員に含めている。なお、受付、スポーツ棟等フロント、警備等の業務は別途委託している。

本 部

- ・ 中期目標に基づく中期計画、年度計画の策定及び業務実績の自己点検・評価の実施
- ・ 機構の運営に係る基本的な方針等の策定
（経営計画、教育事業等方針、予算編成・配分方針、人事に関する基本方針、インフラ長寿命化計画 等）
- ・ 総務、広報、人事（人員配置、人材育成、人事評価、給与関係）に関する事務
- ・ 財務、建物、建築設備の整備に関する事務
- ・ 教育事業、研修支援、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上、青少年教育関係機関及び団体等の連携、青少年教育に係る情報の収集及び調査研究結果の普及に関する事務
- ・ 青少年の国際交流、青少年教育に関する団体が行う活動に対する助成に関する事務
- ・ 調査研究の企画及び実施に関する事務

オリセン

オリンピックセンター運営部（本部）

- ・ 教育事業
- ・ 研修支援
- ・ 関係機関等との連携
- ・ 活動プログラムの開発・普及
- ・ 建物・設備の整備、維持管理及び安全管理 等

27 地方教育施設

- ・ 教育事業
- ・ 研修支援
- ・ 関係機関等との連携
- ・ 青少年教育指導者等の研修
- ・ 事業の広報及び事業成果の普及
- ・ 建物・設備の整備、維持管理及び安全管理 等

利用者

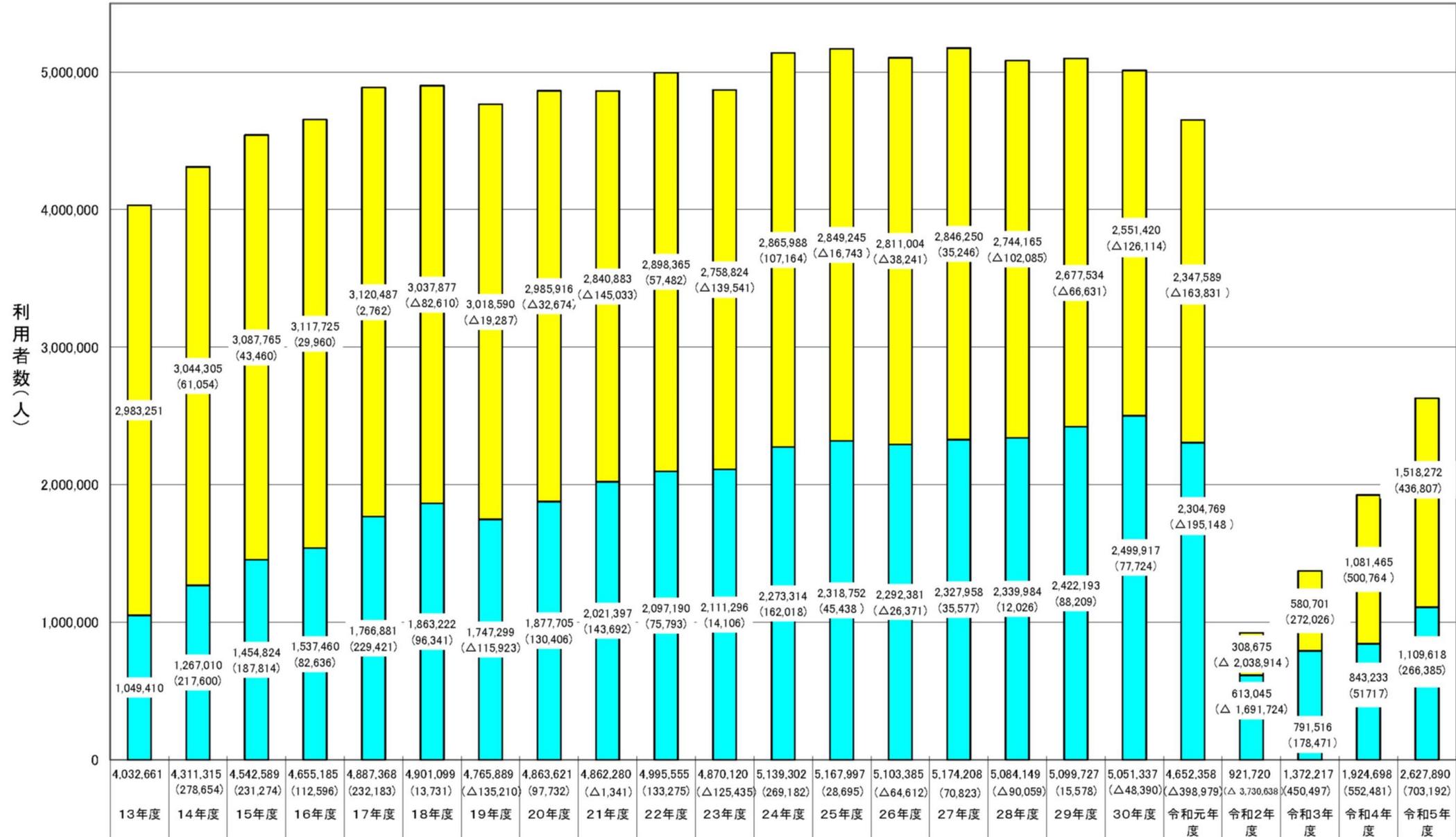
各教育施設の基礎データ（設置年、規模等）

	施設名	設置年	宿泊定員	敷地面積(m ²)	建物延べ面積(m ²)	宿泊室数
1	国立オリンピック記念青少年総合センター	昭和40年 4月	1,418	85,000	84,200	445(910)
2	国立大雪青少年交流の家	昭和40年10月	400	164,500	13,300	56
3	国立岩手山青少年交流の家	昭和47年 5月	400	263,100	13,500	89
4	国立磐梯青少年交流の家	昭和39年12月	400	171,100	13,100	68
5	国立赤城青少年交流の家	昭和45年 4月	400	244,200	14,700	76
6	国立能登青少年交流の家	昭和46年 4月	400	187,700	12,900	41
7	国立乗鞍青少年交流の家	昭和49年 4月	400	204,400	13,500	53
8	国立中央青少年交流の家	昭和34年 4月	448	179,200	19,200	61
9	国立淡路青少年交流の家	昭和44年 4月	330	154,600	14,000	92
10	国立三瓶青少年交流の家	昭和51年 5月	400	229,800	16,000	83
11	国立江田島青少年交流の家	昭和42年 6月	400	208,100	13,100	60
12	国立大洲青少年交流の家	昭和48年 4月	400	199,700	15,500	52
13	国立阿蘇青少年交流の家	昭和38年 7月	400	165,300	12,000	60
14	国立沖縄青少年交流の家	昭和47年 5月	160	230,900	12,400	35
15	国立日高青少年自然の家	昭和56年 4月	400	122,800	13,400	49
16	国立花山青少年自然の家	昭和53年10月	400	639,700	15,500	27
17	国立那須甲子青少年自然の家	昭和51年10月	400	1,279,500	16,100	27
18	国立信州高遠青少年自然の家	平成 2年 6月	300	222,700	12,500	14
19	国立妙高青少年自然の家	平成 3年 4月	300	1,316,900	13,600	41
20	国立立山青少年自然の家	昭和58年 4月	300	262,700	12,600	19
21	国立若狭湾青少年自然の家	昭和59年 4月	300	194,300	13,100	41
22	国立曾爾青少年自然の家	昭和54年10月	400	136,900	12,000	52
23	国立吉備青少年自然の家	昭和57年 4月	300	208,200	11,800	8
24	国立山口徳地青少年自然の家	平成元年 5月	300	200,900	12,200	10
25	国立室戸青少年自然の家	昭和50年10月	300	381,000	10,200	26
26	国立夜須高原青少年自然の家	昭和63年 4月	279	202,600	14,900	34
27	国立諫早青少年自然の家	昭和52年10月	400	126,600	15,000	48
28	国立大隅青少年自然の家	昭和61年 4月	300	217,900	13,600	27
	合 計		11,035	8,200,300	453,900	1,694(2,159)

※オリセン：（ ）外は1ユニットでカウント。（ ）内は個室でカウントしている。

利用者数の推移（平成13年度～令和5年度）

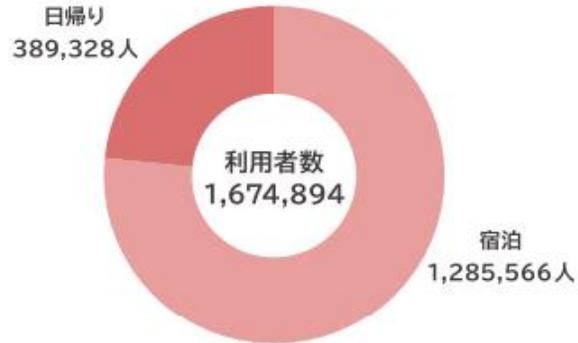
■ 宿泊利用者数
■ 日帰り利用者数



利用状況の内訳（令和5年度）

【宿泊・日帰り別の利用状況（令和5年度）】

27教育施設
(オリンピックセンター除く)

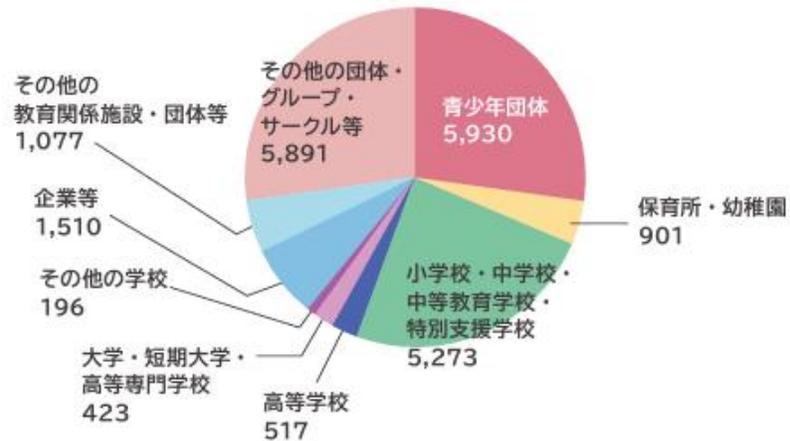


オリンピックセンター

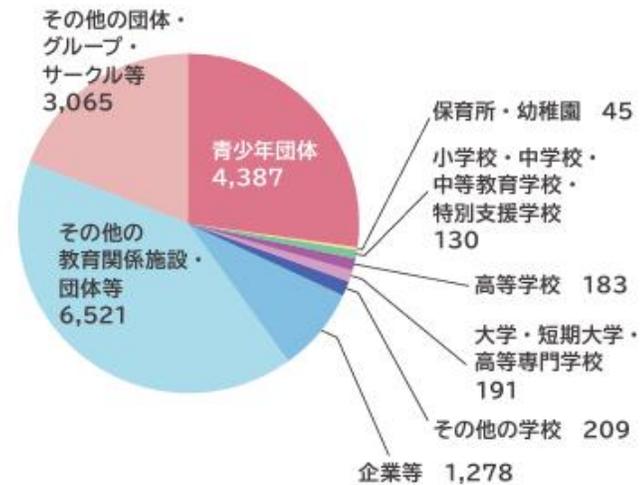


【団体種別の利用状況（令和5年度）】

27教育施設
(オリンピックセンター除く)



オリンピックセンター



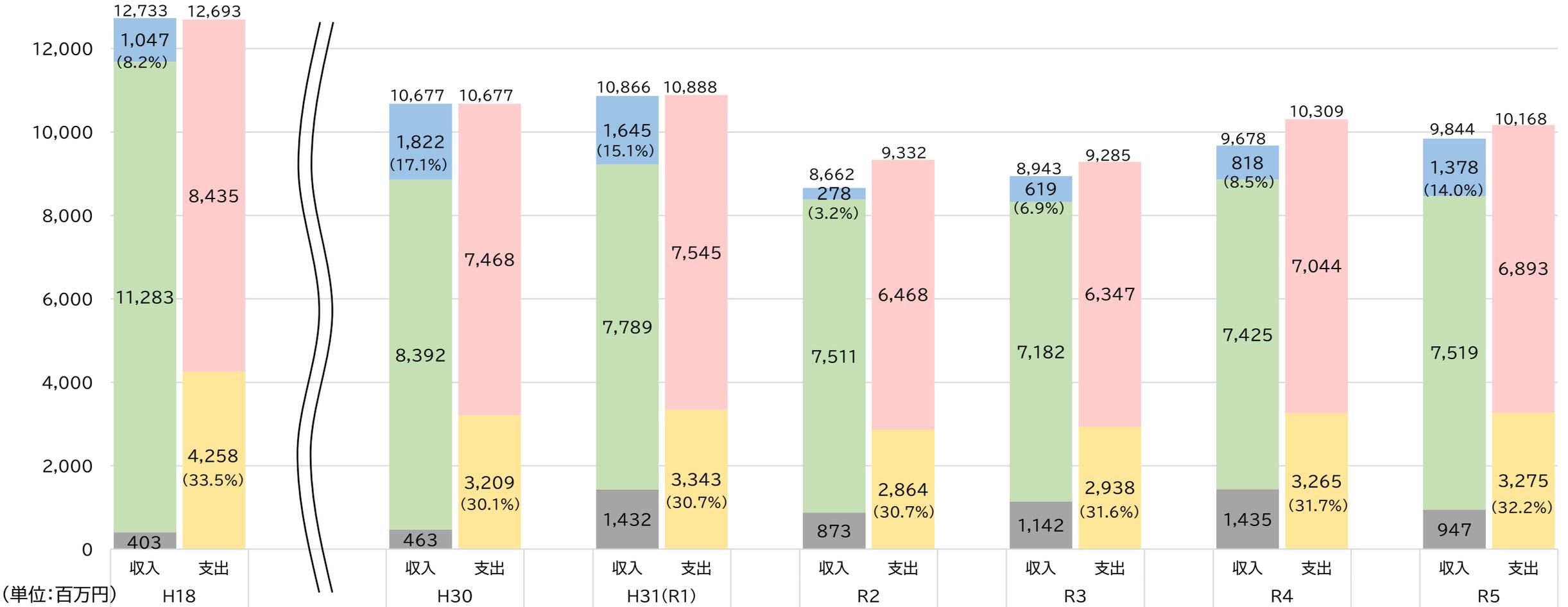
1. 取組の概要

2. 組織の概要

3. 財政構造

機構全体における収支の推移

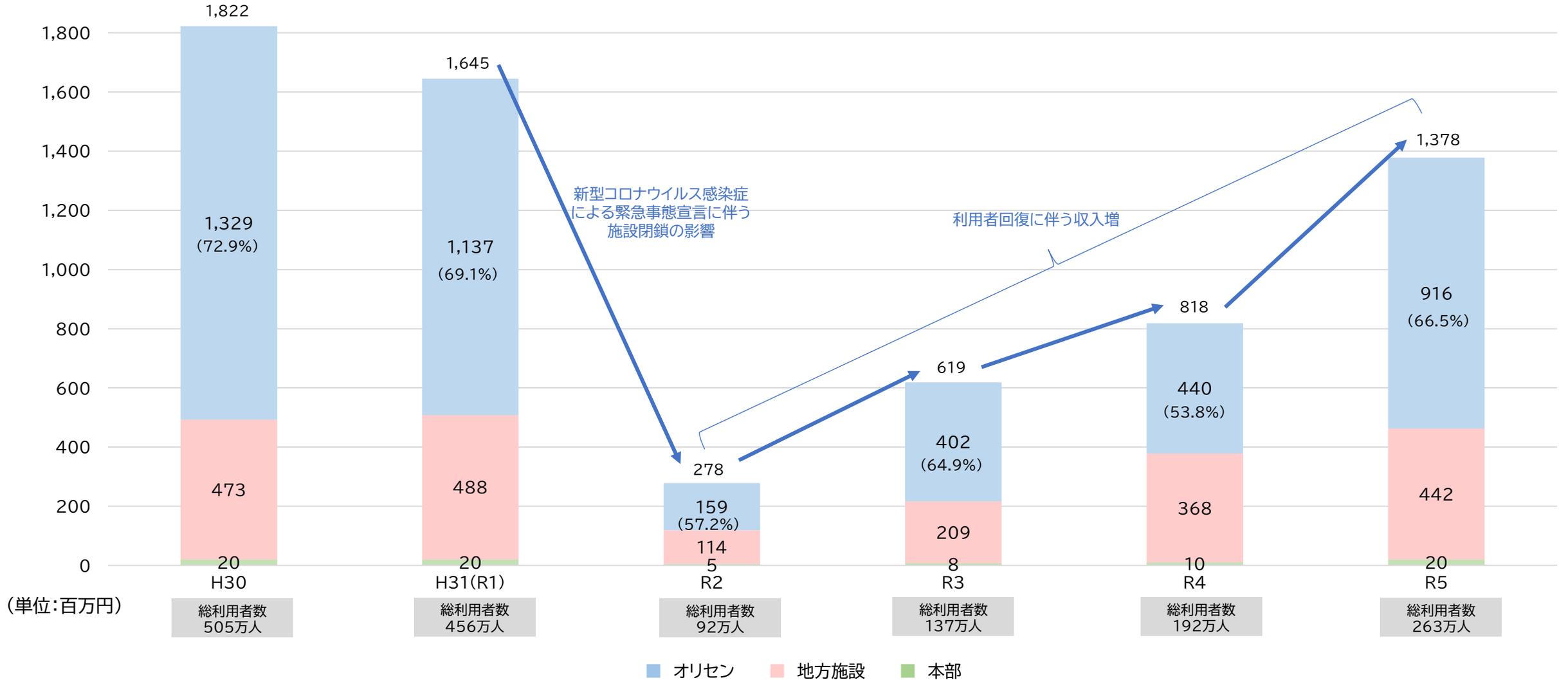
- 予算総額に占める事業収入(施設使用料等収入)の割合は、平成18年度時点で8.2%であり、平成30年度には17.1%まで増加した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が落ち込み、令和5年度においても14.0%と、コロナ前の水準までは回復していない。
- 支出に占める一般管理費の割合が平成30年度以降上昇傾向となっている。



(収入) ■ 事業収入 ■ 運営費交付金収益 ■ その他収入(寄附金・補助金等)
 (支出) ■ 業務費 ■ 一般管理費

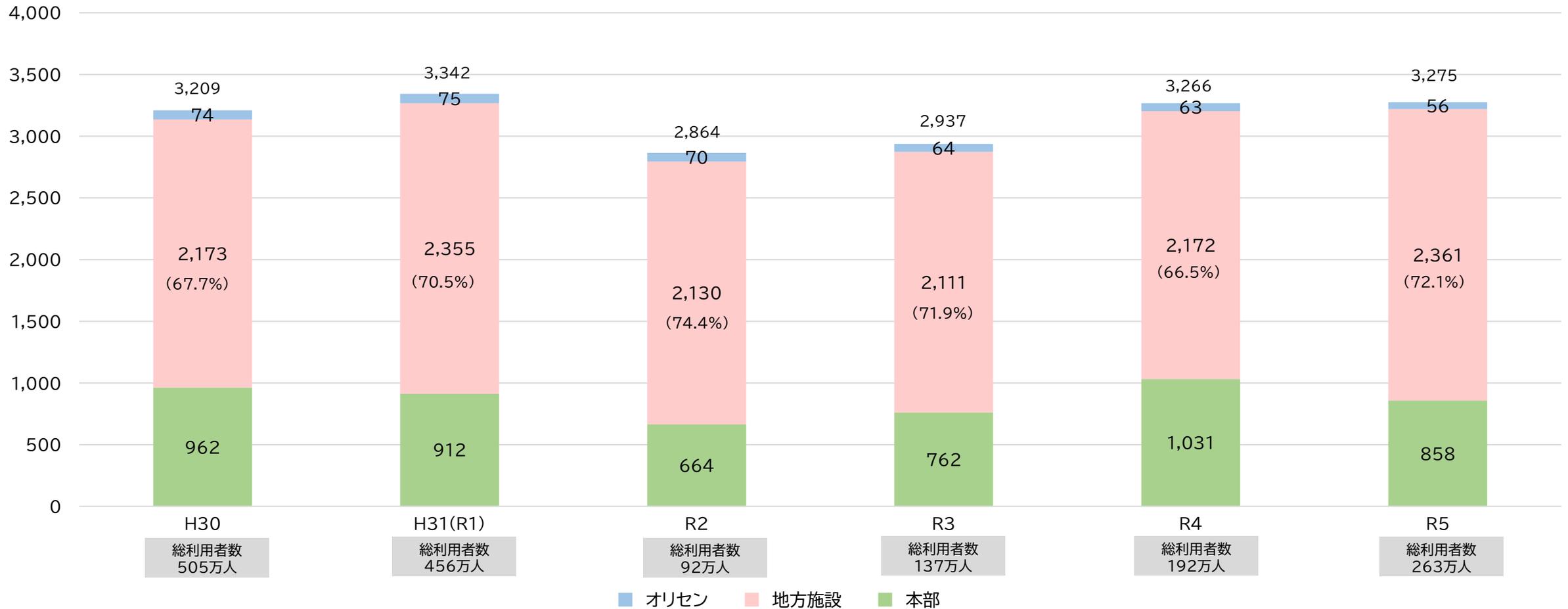
機構の組織単位における事業収入の推移

○ 令和5年度におけるオリセンの施設使用料収入は、全体の66.5%程度であり、コロナ前の水準である平成30年度まで回復していない状況である。
 ※地方施設は、令和5年度まで一般団体からのみ宿泊使用料を徴収しているが、令和6年度からは、青少年団体からの徴収を開始している。
 また、オリセンは一般団体と青少年団体から宿泊使用料、研修室使用料を徴収している。

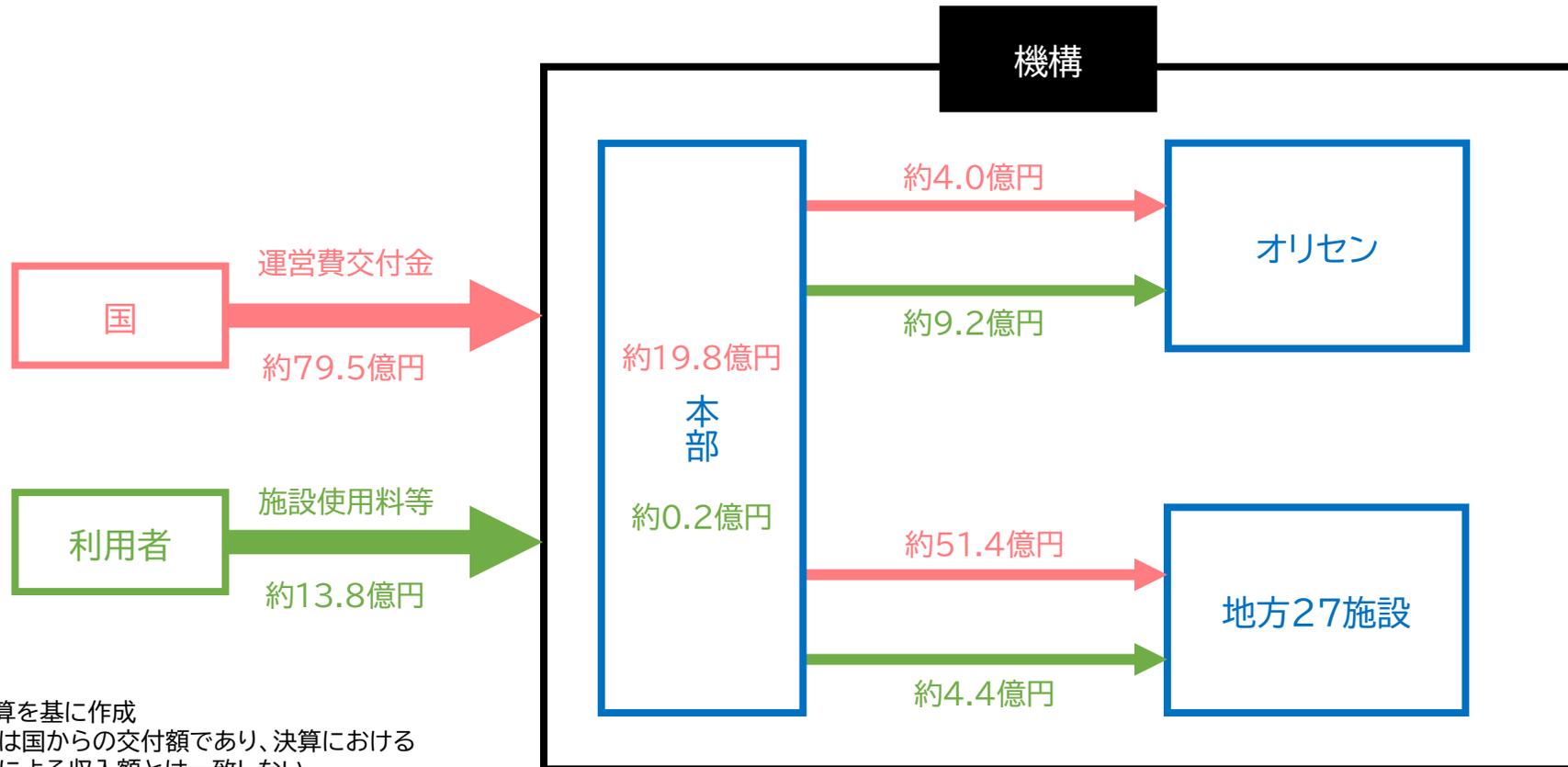
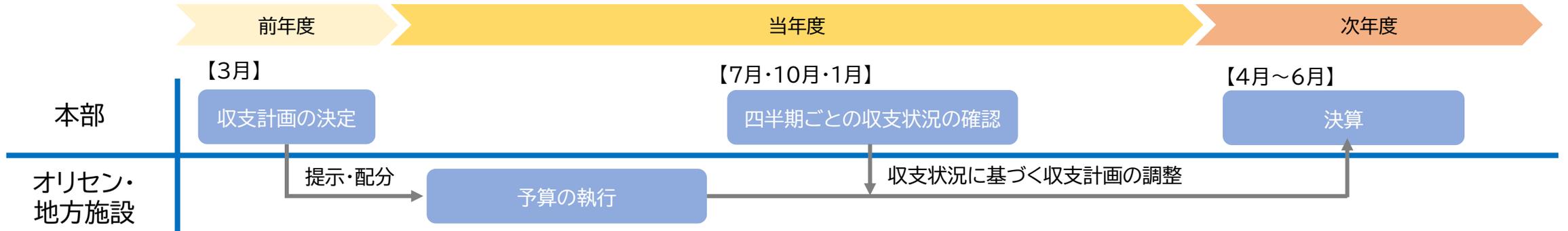


機構の組織単位における一般管理費の推移

○ 地方施設は全国に27か所あり、施設ごとにおいて人件費や、施設の維持管理に必要な固定的な委託契約が生じるため、一般管理費における占める地方施設の割合が高い状況となっている。



機構の組織単位における予算の配分



※令和5年度決算を基に作成
 ※運営費交付金は国からの交付額であり、決算における運営費交付金による収入額とは一致しない

機構の組織単位における収支状況

- オリセンについてみると、平成30年度における事業収入等の割合が100%から令和5年度には69.4%まで低下している状況である。一方で、平成30年度と令和5年度を比較し、支出は増加しているが、これは施設の運営経費(清掃・警備・光熱水費等)である。
- 地方施設についてみると、事業収入等の割合が10%未満に留まっている状況である。

(単位:百万円)

R5年度	収入				支出		
	計	運営費交付金	事業収入	割合	計	業務費	一般管理費
総額	9,240	7,962	1,278	13.8%	9,564	6,617	2,947
本部	2,105	2,084	21	1.0%	2,429	1,750	679
オリセン	1,320	404	916	69.4%	1,320	1,279	41
地方施設	5,815	5,474	341	5.9%	5,815	3,588	2,227

H30年度	収入				支出		
	計	運営費交付金	事業収入	割合	計	業務費	一般管理費
総額	10,214	8,392	1,822	17.8%	10,214	7,162	3,052
本部	3,108	3,086	22	0.7%	3,253	2,396	857
オリセン	1,329	0	1,329	100.0%	1,184	1,118	66
地方施設	5,777	5,306	471	8.2%	5,777	3,648	2,129

注:区分ごとに単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

注:独法会計基準が平成31年度(令和元年度)に改定されたことに伴い、単純比較ができないため、収入について、運営費交付金と事業収入(施設使用料等)のみの比較資料としている。また、支出も同様に業務費、一般管理費のそれぞれについて調整を行っている。そのため、各年度における損益計算書等の合計額とは一致しない。

機構の組織単位における費目別の収支状況

○ オリセン・地方施設ともに固定的経費(人件費・外部委託費・水道光熱費・保守費等)が、支出の大半を占めている。

オリセンの収支状況(R5)

(単位:百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
人件費	138	運営費交付金	398
外部委託費	543	事業収入	916
水道光熱費	354	その他収入	42
保守・修繕費	199		
賃借料	41		
その他費用	81		
(経常費用合計)	1,356	(経常収益合計)	1,356

※事業収入割合 67.6%

地方施設の収支状況(R5)

※1施設あたりの平均的な収支

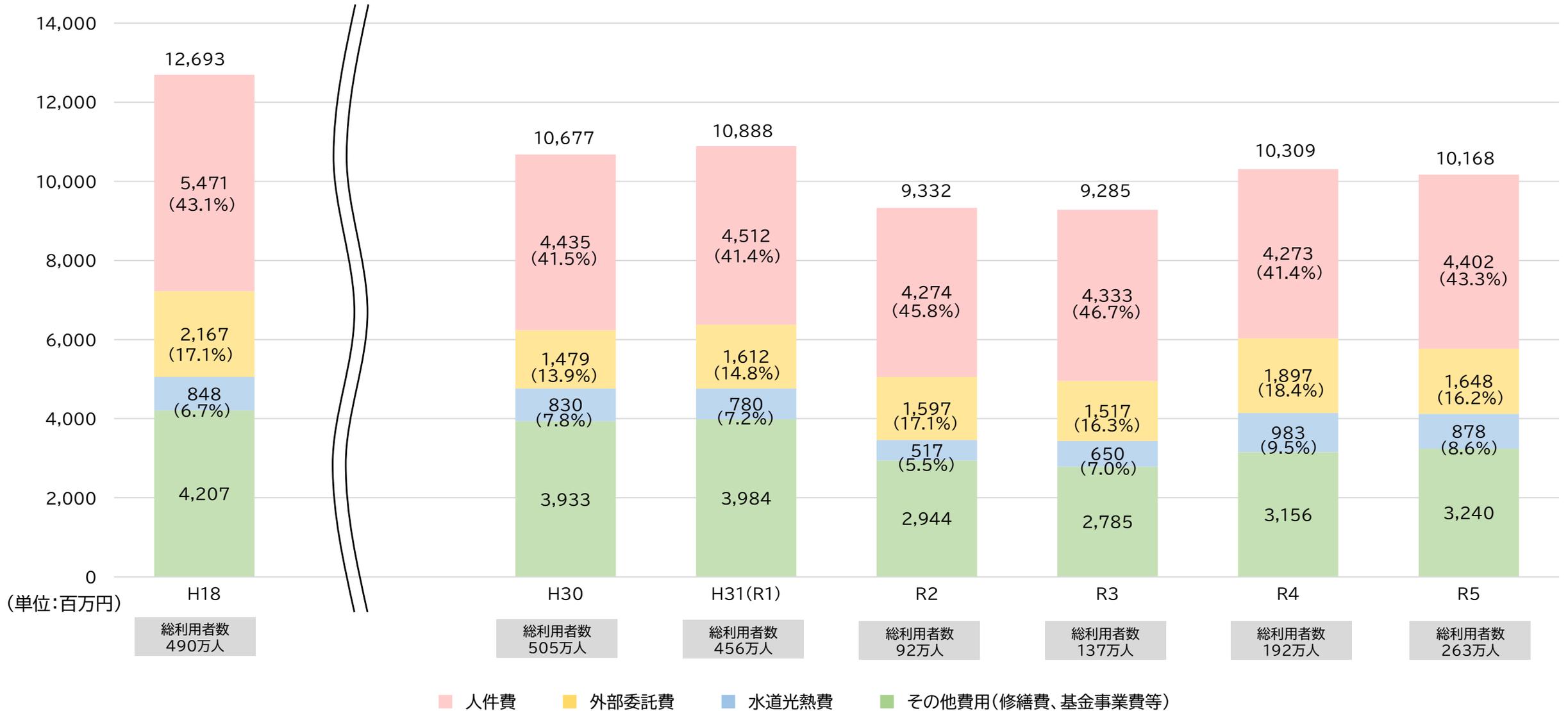
(単位:百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
人件費	129	運営費交付金	178
外部委託費	23	事業収入	16
水道光熱費	19	その他収入	17
保守・修繕費	15		
その他費用	25		
(経常費用合計)	211	(経常収益合計)	211

※事業収入割合 7.6%

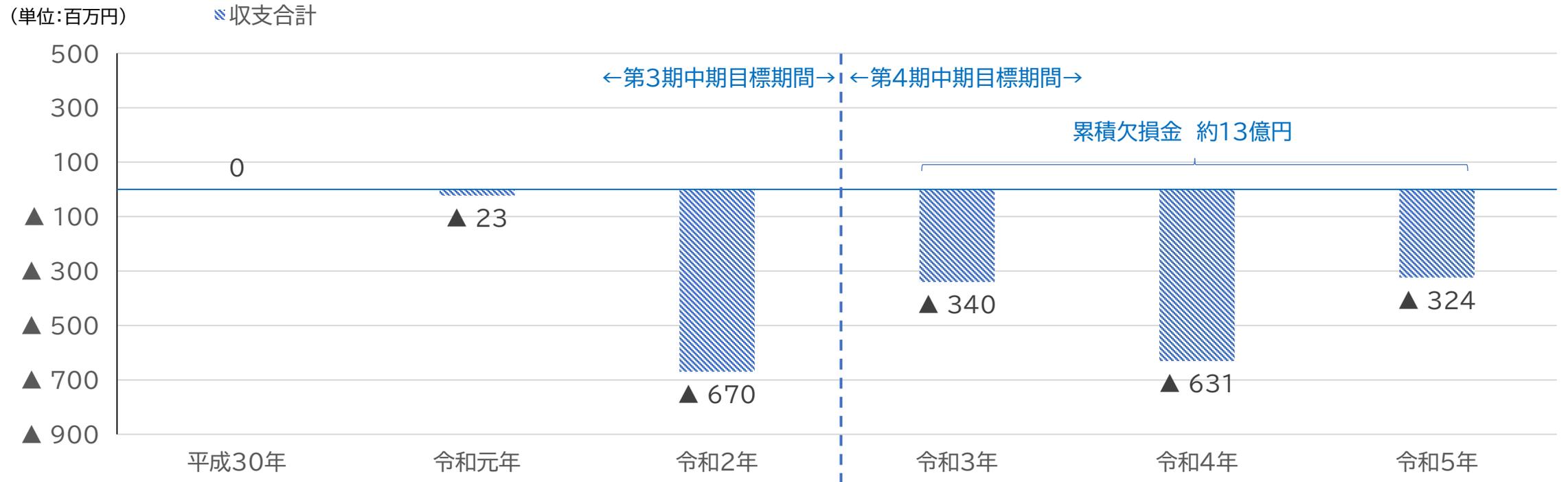
費目別の支出の推移

○ 令和3年度以降、原材料費の高騰・人件費の高騰など社会的影響により水道光熱費・業務委託費等の増加するなど影響が生じている。



各年度の収支の状況

- 平成30年度は、収支均衡となっているが、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、赤字に転落している。
- 令和4年度に支出超過が大きくなっている主な要因として、エネルギー価格を含む物価の高騰による影響が大きい。



※令和2年度については、中期目標期間最終年度であったため、独法会計基準に則り、運営費交付金債務を収益化し、欠損金と相殺

収支改善に向けた主な取組

- 収支改善に向け、安定的な財源を確保するため、今後特にオリセンでの収入確保を図る。
- また、業務委託についても見直すことにより大幅な支出削減を目指す。

		「オリンピックセンター」	「地方施設」	「本部」
収入増の方策	これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用料(宿泊棟及び研修室)の値上げ ○ 駐車場料金の値上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般利用の宿泊を伴う施設使用料の値上げ ○ 青少年利用の宿泊を伴う施設使用料の設定 	
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用料の再値上げ ○ 駐車場の一般利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日帰り利用に伴う施設使用料の徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部資金(寄附金等)の確保
支出削減の方策		<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務委託費(受付業務、映像機器・音響機器の利用支援業務など)の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務委託費(清掃、警備など)及び寝具のリース料の見直し ○ 光熱水費の削減に向けた閑散期における休館の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理的経費の削減 ○ 光熱水費の縮減